

更新：2022年7月11日～

課外活動における緊急事態宣言等の適用地域への遠征の取り扱いについて

学生支援課

2022年7月7日付け「本学における新型コロナウイルス感染症対策」において学生の旅行に関する取り扱いが変更されることを受けて、学生団体の遠征等の取り扱いについて、以下のとおり変更します。

なお、「課外活動における感染予防対策について（2022年7月11日更新）」も変更されていますので、併せて確認してください。

<変更概要>

【変更される点】（2022年7月7日付け「本学における新型コロナウイルス感染症対策」より要約）

- 感染拡大地域への遠征
 - 感染予防対策を講じることを条件として許可する。（変更箇所）
- 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置（以下、緊急事態宣言等）の適用地域への遠征
 - 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置（以下、「緊急事態宣言等」と言う。）への遠征は、原則として自粛を求める
 - ただし、公式戦やそれに準ずる活動等で、重要性が高く、適切な感染防止対策が講じられていると学生支援課が判断した場合は、帰高後の活動制限等を条件に許可する場合がある。（現状の運用を継続）

帰高後の活動制限

高知県に戻った日もしくは緊急事態宣言等のすべての適用が終わる日を0日として、7日目まで他者との接触度が高い活動を禁止する。（対面授業や研究活動等の制限は行わない。）

【禁止事例】

- ・ 学食での他の学生との食事（パネルの有無を問わない）
- ・ 十分な身体的距離を確保できない団体競技の練習や試合 等
- ・

緊急事態宣言等の適用地域への遠征にあたっては、次ページの許可条件及び遵守事項を熟読の上、期限までに必要な手続き等を行ってください。

なお、開催地の感染拡大状況が極めて悪化した場合、申請に虚偽があった場合、ルールを順守できない場合など、遠征を許可するのが不適当と大学が判断した時は、遠征の不許可や許可取り消しなどを行います。

緊急事態宣言等の適用地域への遠征にかかる許可条件及び遵守事項

1 許可条件

以下の条件をすべて満たしていること。

- (1) 原則として参加を認める競技会・コンクール等は以下のとおりとする。(大会募集要項で確認)
 - ① 各競技・部門等における主たる統括団体等(協会、連盟等)が主催する公式大会
 - ② 大学体育連盟が主催する公式大会
(※統括団体主催でないローカル大会、演奏会・発表会等の自主開催イベント等は原則として参加・開催を認めない。)
 - ③ その他①②に準ずると判断できる活動
- (2) 適切な感染防止対策が講じられた競技会・コンクール等であること。(感染症対策マニュアル等で確認)
- (3) 顧問もしくは学内指導者の承認を得ていること。
- (4) 学生支援課に遠征届を提出し、許可を受けていること。

2 遠征時における遵守事項

遠征にあたっては、参加者全員が以下のルールを把握・遵守し、感染防止に努めること。

- (1) 行程等
 - ① 日帰りが可能な地域(四国4県、岡山県)で開催される場合は、日帰り日程とすること。
 - ② 日帰りが困難な地域、交通状況等により前泊もしくは後泊が必要と認められる場合は現地宿泊を認める。ただし、シングルルームを利用するなど、団体内に感染者が発生した場合に備えて、感染が拡大しないよう感染防止対策を行うこと。
- (2) 移動時
 - ① 遠征先までの移動中はマスク着用や手指洗浄・消毒等を適切に行い、感染防止対策を行うこと。
 - ② 課外活動支援バスを利用する場合は、バス利用ルールを順守すること。
 - ③ 駅・空港・サービスエリアなど、人が多い場所を利用する際は、特に感染防止対策に注意すること。
 - ④ 自家用車で乗り合わせて移動する場合は、マスクを着用、車内で食事をしない、可能な限り車内の常時換気を行うなど、感染予防対策を行うこと。
- (3) 現地講堂および食事
 - ① (日帰りの場合) 原則として大学と競技会場の直行直帰とすること。
 - ② (宿泊の場合) 競技会場と宿泊先の往復を除き、現地での外出は必要最低限(食事の買い出し等)とし、不要な外出は慎むこと。

- ③ 食事においては、夕・朝食等はホテルの自室で摂る、複数人での会食や外食を行わない、飲食店を利用する場合にはアクリル板の設置や座席配置の工夫をしているなど感染防止対策に取り組んでいる飲食店を選択し、感染リスクの低減を図ること。
- ④ 競技会場等で昼食をとる場合、団体内で密集して食事を摂ることがないよう、適切な距離や環境を確保することや黙食を徹底するなど、感染リスクの低減を図ること。

(4) 帰高後の活動制限期間

- ① 緊急事態宣言等の適用地域への遠征を行った場合、高知県に戻った日もしくは緊急事態宣言等のすべての適用が終わる日を0日として、7日目まで他者との接触度が高い活動を禁止する。(対面授業や研究活動等の制限は行わない。)
- ② 活動制限期間が終了する8日目以降も、14日目までは引き続き自ら健康観察を厳重に行い、発熱・風邪様症状等が出た場合は、大学活動に参加せず医療機関を受診すること。

「『本学における新型コロナウイルス感染症対策』8. 学生の旅行について」を参照
https://www.kochi-tech.ac.jp/student//post_61.html

3 手続き

緊急事態宣言等の適用地域へ遠征を行おうとする学生団体は、遠征開始日の2週間前までに各キャンパスの学生支援課に申請を行い、遠征開始日までに許可を受けること。
なお、課外活動支援バスを利用しない場合であっても申請を行うこと。

<提出書類>

- 遠征届
- 課外活動支援バス利用申請書（※支援バスを利用する場合のみ）
- 参加者名簿
- 大会実施要項等のコピー
- 当該競技会・コンクール等の感染症対策マニュアル等のコピー
- 遠征届チェックリスト

4 陽性者発生時の対応

遠征終了後に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合には、速やかに学生支援課まで報告を行うこと。

不明な点がある場合は、各キャンパスの学生支援課まで問い合わせてください。

| | |
|----------|--|
| 【問い合わせ先】 | E-mail. student@ml.kochi-tech.ac.jp |
| TEL. | (香美 CP) 0887-53-1118 (永国寺 CP) 088-821-7200 |

«更新履歴»

| 年月日 | 内容 |
|------------|-------------------------------|
| 2021/08/08 | 適用開始 |
| 2022/03/04 | 一部変更 |
| 2022/07/11 | 本学における新型コロナウイルス感染症対策変更に伴う一部変更 |
| | |

(西暦) 年 月 日

遠征届チェックリスト

学生団体名称

(代表者) 学籍番号

氏 名

所 属

緊急事態宣言等の適用地域へ公式大会（公式大会に準じる活動を含む）参加のため、遠征を行うにあたり、以下のとおり確認しました。

遠征にあたっては感染予防対策を講じ、感染予防に十分注意を行ったうえで実施します。

<確認欄>

以下の許可条件を満たしていることを確認し、チェックをしてください。

- 各競技等における主たる競技団体等（協会、連盟等）が主催する公式大会である。
- 全国大会、西日本大会、もしくはそれらの予選等で重要な競技会である。
- 当該競技会では適切な感染防止対策が講じられている。
- 顧問もしくは学内指導者の承認を得ている。
（顧問もしくは学内指導者氏名）
- 感染防止対策を講じた上で遠征を計画している。
- 遵守事項を参加者全員が遵守する。
- 帰高後の健康観察期間（自宅待機期間含む）を参加者全員が理解している。

遠征届に本チェックリスト及び下記書類を添付の上、遠征開始の2週間前までに各キャンパスの学生支援課に申し出てください。

課外活動支援バスを利用しない場合でも、学生支援課への申請が必要です。

| | |
|--------|--|
| 【提出書類】 | <input type="checkbox"/> 遠征届 |
| | <input type="checkbox"/> 課外活動支援バス利用申請書（※支援バスを利用する場合のみ） |
| | <input type="checkbox"/> 参加者名簿 |
| | <input type="checkbox"/> 大会募集要項等のコピー |
| | <input type="checkbox"/> 当該競技会の感染症対策マニュアル等のコピー |
| | <input type="checkbox"/> 本チェックリスト |